

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

税理士損害賠償事件

—顧問契約の存否・委託業務の範囲—



依田 孝子^[大森]

はじめに

税理士は、納税者から税務申告の代行等を委任されたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の範囲に従い、専門家として高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解されています（平成22年12月8日東京地裁・Z999-0133）。

今回は、顧問契約の存否及び委任業務の範囲を主な争点として争われた税理士に対する損害賠償請求事件をご紹介します。

I 不動産の購入名義について 一般的相談があった場合

令4.4.19東京地裁（棄却）Z999-0180

<事案の概要>

この事案は、A（平成29年4月死亡）の相続人である原告が、Aの生前である平成27年9月頃以降、税理士法人（被告法人）に所属する税理士（被告）に対し、相続税対策として不動産を購入する際の購入名義について税務上の助言を求めた際、被告から誤った教示をされ、これに従ったため、Aの死後、過大な相続税の納付義務を負ったと主張して、被告法人に対して税務顧問契約などの債務不履行に基づく損害賠償請求として、被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して、損害賠償金1861万7170円及び遅延損害金の支払を求めるものです。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、原告の債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求を却けました。

1 税務顧問契約等の存否

① 原告は、平成26年6月9日の面談の際、Aは、被告に対し、従前の税理士に委任していたと同じ内容の税務顧問契約の締結を依頼し、了承されたもので、その内容は、B社（不動産賃貸業）の決算及び法人税の確定申告に限るものではなかったこと、Aが被告に

原告を紹介したことなどからすると、同日、原告と被告法人との間で税務顧問契約が成立したと主張する。

② しかしながら、AはあくまでB社の代表者という立場で対応したにとどまるもので、A個人と被告法人との間に、同日、個人資産に関する税務顧問契約を含む何らかの税務に関する委任契約が成立したものと認めることはできない。また、被告においては、B社の実務担当者として原告を紹介されたと受け止めるにとどまるものである。

③ したがって、原告と被告法人との間に顧問契約関係が成立したものとみる余地はない。

④ 平成28年6月27日までの間、原告が被告に対し、収益物件の購入をB社名義とするか、A名義とするか相談（本件質問）したことは、一般的な税務相談にとどまるもので、相続税対策を内容とする税務相談であると認めることはできない。

⑤ したがって、平成28年6月27日に原告が被告あてにかけた電話内のやり取りをもって、原告と被告法人の間で本件質問を内容とする税務相談契約が明示又は黙示のうちに締結されたものと認めることはできない。

2 税理士としての注意義務

① 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とするところ（税理士法1条）、税務知識の偏在性を背景に、積極的に誤った課税知識を教示するなどして、これを信頼した相手方に不測の税務上の損害を生じさせない注意義務を職務上負う余地があるとしても、相手方に有利なあらゆる方法を想定した税務知識を教示しなければならない義務まで負うものではない。

② 被告が、原告に対し、どちらで購入すべきかという回答は行わず、一般論として、収益物件を個人名義で購入すると、取得額と相続税評価額との

間に差額が生じるから、その差額分は相続税の課税上有利となる一方、家賃収入が所得となるため、所得税、住民税及び国民健康保険料が増加するという趣旨の説明をしたことをもって、誤りであるとはいえない。

③ すなわち、被告が、B社名義で物件を購入することを肯定し、Aの年齢（88歳）を考慮してAの個人名義で物件を購入するよう積極的に勧めなかったことをもって、税理士としての注意義務に反するということはできない。

II 顧問先で横領があった場合

令2.2.20東京地裁（一部認容・一部棄却）Z999-0181

<事案の概要>

この事案は、X社（原告）の顧問税理士（被告）が、原告の元代表者による横領を認識し、あるいは、認識し得たにもかかわらず、原告に対する報告や是正・指導を行わなかったことは、業務委託契約（本件顧問契約）に係る善管注意義務に違反（債務不履行1）するものであると主張し、原告が、被告に対し、横領された金銭の一部である3000万円及び遅延損害金の支払を求めるものです。それとともに、原告は、被告が確定申告を行うに当たり原告に適用されるべき税額控除制度（所得拡大促進税制）の適用を失念したことが、本件顧問契約上の善管注意義務に違反（債務不履行2）するものであると主張し、確定申告に基づいて納付した税額と税額控除制度を適用して計算された納付すべき税額との差額など合計1038万4048円及び遅延損害金の支払も求めました。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、不正の調査確認義務等があったものとは解されないとして、原告の損害賠償請求を却けましたが、所得拡大促進税制の適用を失念したことにつき、善管注意義務違反があるとして、原告の損害賠償請求の一部を認容しました。

1 不正の調査確認義務等

① 本件顧問契約の定めから、原告から提出される会計原票に基づいて会計書類の記帳代行を行うこと、仕訳の方法といった会計処理の基本的事項についての指導や相談を受けることといった業務を行う義務を超えて、会計書類及びその作成過程から把握される不審点を調査確認し、不正があればこれを是正指導する義務が被告にあったものと直ちに解することは困難である。

② 本件顧問契約において、会計書類の内容を調査・確認し、不審点を明らかにして助言・指導するなどの義務が被告にあったと解することはできない。したがって、債務不履行1に基づく原告の請求には理由がない。

2 所得拡大促進税制の失念

① 原告が、本件各申告において、税額控除制度（租税特別措置法42条の12の4に基づく雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度）の適用要件を満たしていたにもかかわらず、被告が、確定申告において、税額控除をしなかったものであり、被告による確定申告には、本件顧問契約に基づく善管注意義務違反、すなわち債務不履行2があったものと評価せざるを得ない。

② 原告の請求には、債務不履行2による損害賠償請求権に基づき646万9600円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その範囲でこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとする。

おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「税理士損害賠償」、「債務不履行」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or.jp〉にてお問い合わせください。

会計事務所のシステムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

